

# 事業所税の減免申請について

平素、本市税務行政につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、事業所税の減免を受けようとする方は、川口市税条例第149条第2項により、『事業所税減免申請書・減免計算書』並びに『減免の事由を証明する書類』を納期限までに、ご提出していただくことになっておりますので、厳守されますようお願い申し上げます。

なお、期限までに申請書を提出されない場合には、減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

## 川口市税条例（事業所税減免）

第149条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で市長において必要があると認める者に限り、事業所税を減免する。

(1) 天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか特別の事由がある場合

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 事業所等の所在地

(3) 減免を受けようとする事由

(4) その他市長において必要と認める事項

3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

※川口市税条例第149条第1項第2項に規定する「特別の事由がある場合とは、川口市税規則に該当するものとなります。

問い合わせ

川口市役所 市民税課 諸税係  
事業所税担当

Tel 048-259-7633

## 川口市税規則（抜粋）

項	施設等	減免の割合
1	道路交通法第99条第1項の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
2	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。 )又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。 )	資産割及び従業者割に、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の当該事業を行う者の本来の事業に係るバスの走行キロメートル数の合計数に対する割合を乗じて得た面積又は金額のそれぞれ2分の1
3	法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
4	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。 )	資産割及び従業者割の全部
5	果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。 )	資産割の2分の1
6	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
7	古紙等の回収を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
8	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
9	酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち販売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
10	野菜又は果実(梅に限る。 )の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3

11	法第701条の41第1項の表第14号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が30,000平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部
12	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1
13	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
14	法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)で、その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、慈善興行等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	資産割の2分の1
15	14の項に掲げる劇場等以外の主として定員制をとっている劇場等で、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大(おおむね同程度以上)であると認められるもの	当該舞台等に係る資産割の2分の1
16	ねん糸・かさ高加工系、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸・かさ高加工系の製造を行う者にあつては、専業に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	資産割の2分の1
17	い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(い草製品と併せて製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。)	資産割の2分の1
18	事業所を6箇月以上継続して休止した事業所家屋(課税標準の算定期間の末日以前6箇月以上休止したと認められるもの)	資産割の全部
19	1の項から18の項までに掲げるもののほか、公益上これらの項との均衡を考慮して事業所税の減免を行うことが適当であると市長が認める施設	市長が認める割合